

塗装施設の類型分けについて

1. 業分類での類型分けの適否について

論点:業種ごと(取扱製品ごと)に類型分けを行うべきか、否か。

類型分けの方法(案)	メリット	デメリット
案1: 業種ごと(取扱製品ごと)に類型分けを行う	<ul style="list-style-type: none"> 各業種の状況を反映させる場合には有効 	<ul style="list-style-type: none"> 塗装という同一の行為を行うほぼ同一の施設を区別して取り扱うこととなり合理的でない 同一の施設で多様な製品の塗装を行う場合があり、あらかじめ業種を特定することは困難 業種間の公平性を判断することは困難
案2: 業種ごと(取扱製品ごと)に類型分けを行わない	<ul style="list-style-type: none"> 塗装という同一の行為に対し同一の取扱いができる 現行の大気汚染防止法においても同様の取扱いがなされている(例:ボイラー、廃棄物焼却炉、ディーゼル機関) 	<ul style="list-style-type: none"> 各業種の状況を反映させることが必要な場合は困難

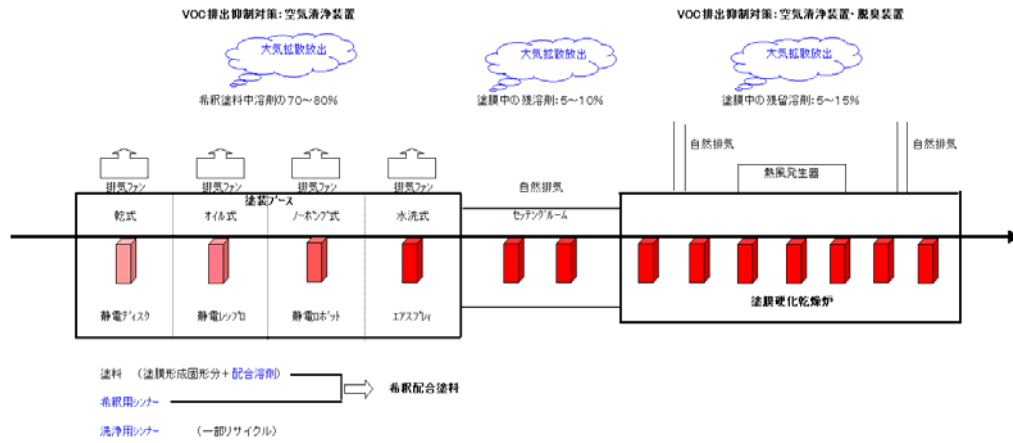
2. 施設の形態別の類型分けの方法について

論点: VOC 排出の特性の違いを踏まえ、施設の形態別の類型分けを行うことが必要と考えられるが、どのような形態別に類型分けを行うことが適切か。

施設の形態別の類型分けの例	製品別の事例	特徴
乾燥・ 焼付施設	工業塗装(種々の製品)・ ドラム缶・ 自動車・ 電気機械器具・ 船舶 窯業系サイディング 亜鉛めっき鋼板・ 複合フローリング	・ 比較的排出濃度が高い 例: 数百～数千 ppm
塗装施設		・ 比較的排出濃度が低い 例: 100ppm
吹付塗装	工業塗装(種々の製品)・ ドラム缶・ 自動車・ 電気機械器具・ 船舶 窯業系サイディング	・ 比較的排ガス量が多い ・ 余剰ミストが発生する
接触塗布 (ローラー等 による)	窯業系サイディング 亜鉛めっき鋼板・ 複合フローリング	・ 吹付塗装に比べて排出量が小さい
浸せき塗布	自動車(電着塗装)・	・ 吹付塗装に比べて排出量が小さい
塗装及び乾燥・ 焼付施設(両者 の施設が一体で あるもの)	(造船における鋼板錆止塗装 のみ該当?)	(乾燥工程に準じる)

[参考]各施設の例(第2回小委員会資料より抜粋)

工業塗装(種々の製品)

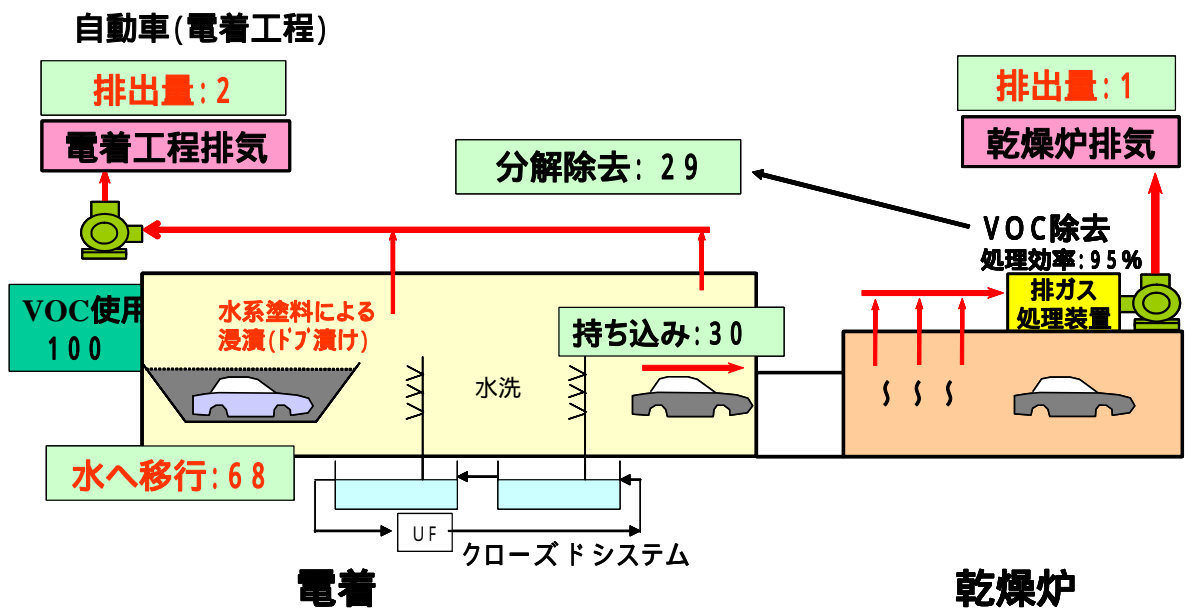


(岡田委員資料)

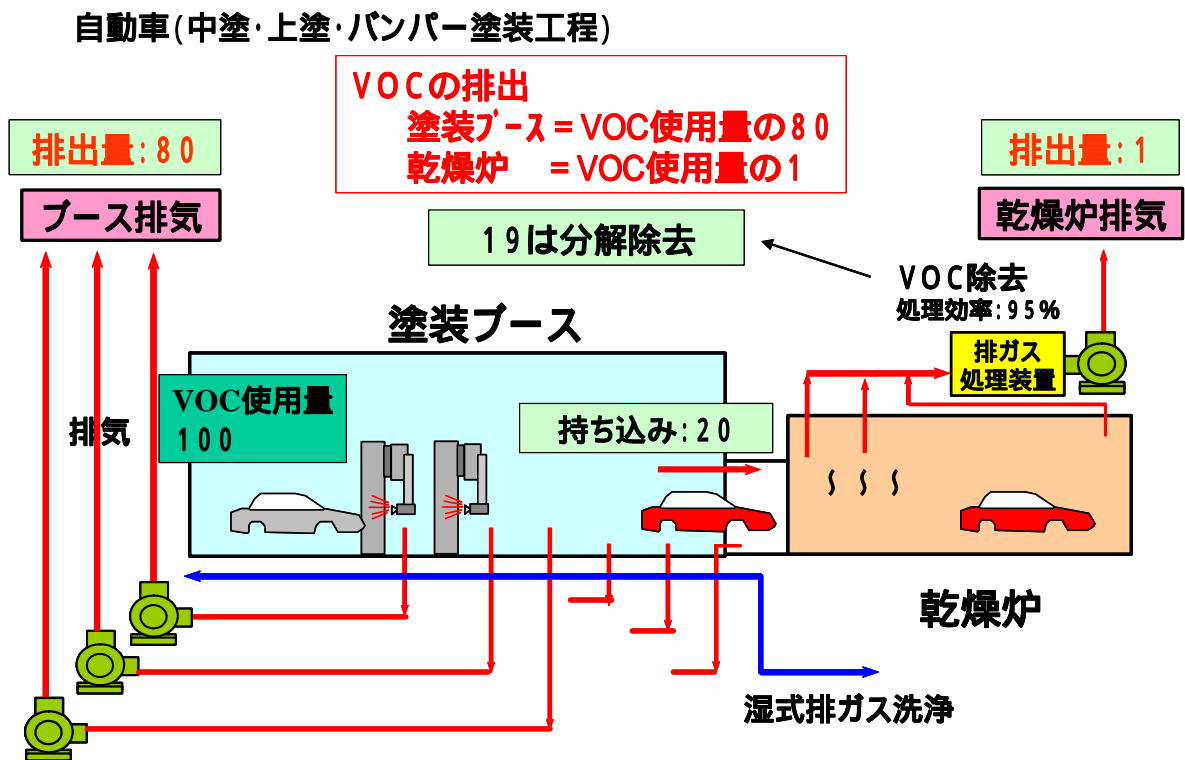
ドラム缶



(清野委員資料)

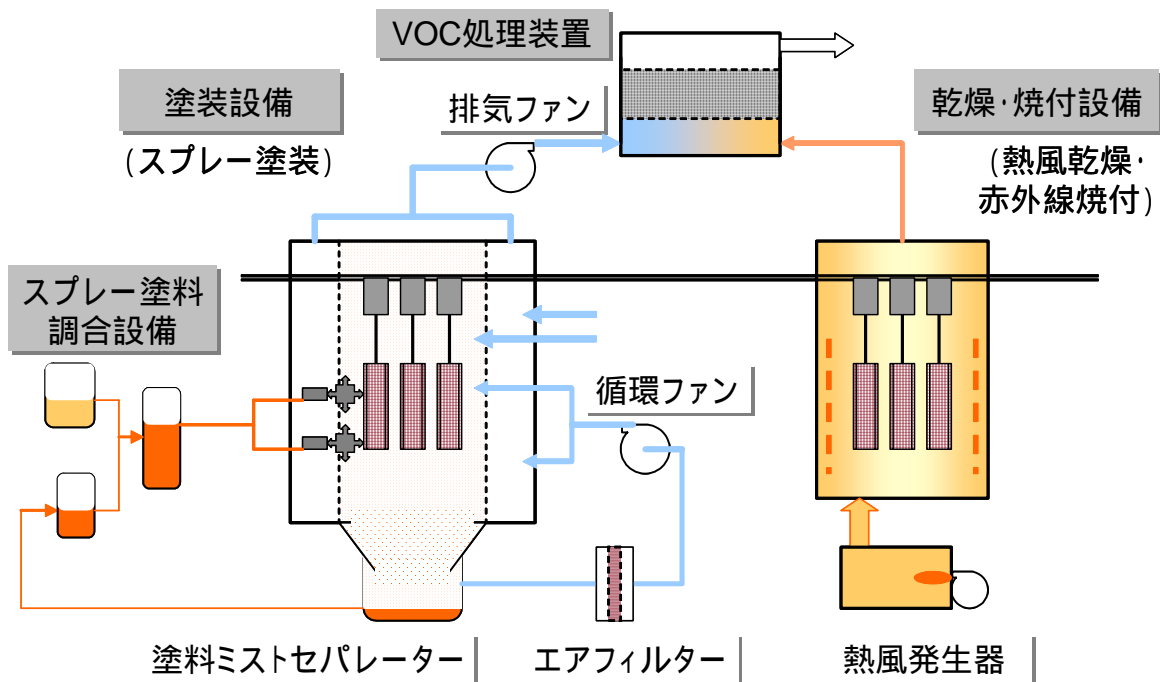


(高戸委員資料)



(高戸委員資料)

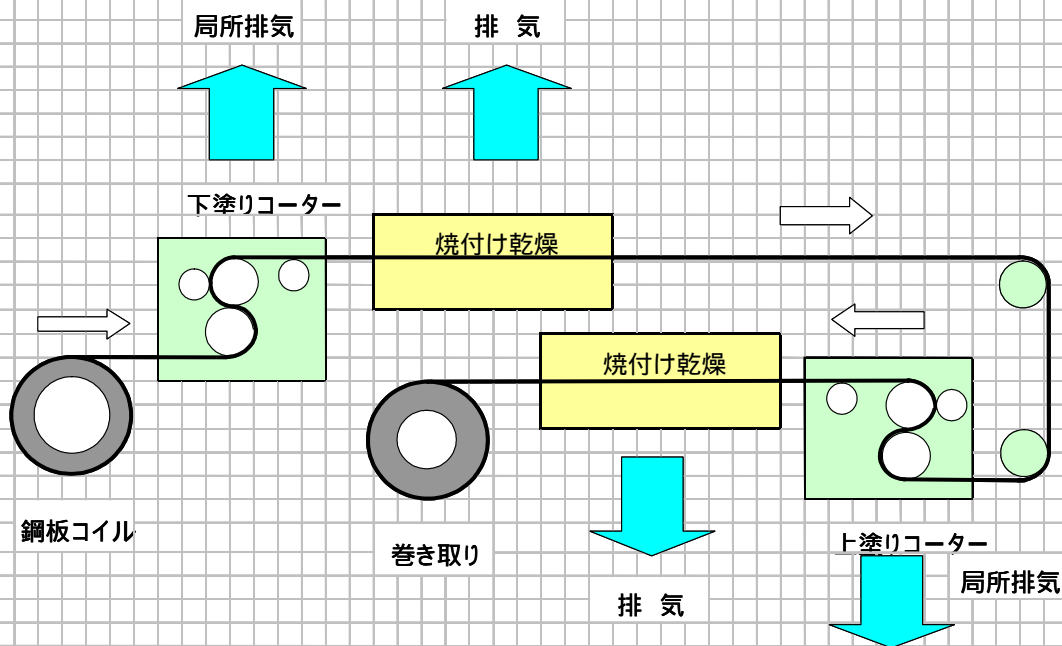
電気機械器具



(谷口委員資料)

亜鉛めっき鋼板

3. 塗装施設の概要 亜鉛めっき鋼板の例



(吉田委員資料)